

各務原市ウェブサイト運用管理要綱

(平成15年3月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活の向上に寄与する情報を提供し、かつ、市民との積極的な情報交流の場としてウェブサイトを活用するため、本市ウェブサイトの適正な運用管理に関する必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブページ ウェブブラウザ（インターネット上のウェブページの情報を表示するための閲覧ソフトをいう。）により閲覧ができるインターネット上のページ単位の文書をいう。
- (2) ホームページ ウェブサイト（ウェブページの集まりをいう。次号において同じ。）の表紙に当たるウェブページをいう。
- (3) 市ウェブサイト URL「<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>」以下の階層にある閲覧可能なウェブサイトをいう。

(市ウェブサイトにおける各ページの作成管理)

第3条 各課等の長は、その業務内容に関連するウェブページを作成することができる。この場合において、各課等の長は、必要に応じて作成業務を外部に委託できる。

- 2 ウェブページ作成課等（以下「作成課等」という。）の長は、様々な利用環境及び利用方法に配慮したウェブページの作成に努めるものとする。
- 3 掲載されたウェブページは、作成課等の長が責任を持って管理を行い、必要に応じて最新の情報に更新するものとする。

(ウェブページの掲載基準)

第4条 市ウェブサイトに掲載するウェブページの内容は、本市が作成したもの又は、本市の委託に基づき作成されたものとする。

- 2 作成課等の長は、次の各号のいずれかに該当するウェブページを作成してはならない。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）第6条第1項に規定する非公開情報に該当するもの

- (3) 法人その他の営利活動に関するもの
 - (4) 特定の信条、主義、思想又は宗教に関するもの
 - (5) 著作権法（昭和45年法律第48号）等各種法令に反するもの
 - (6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触するもの
 - (7) ネットワークに障害が発生する恐れのあるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの円滑な運用に支障が生じる恐れのあるもの
- （ウェブページの掲載等業務）

第5条 ウェブページを総括する課（以下「総括課」という）の長は、作成課等の長の依頼を受け、ウェブページの新規掲載、更新及び削除の業務を行うものとする。

- 2 総括課は、市長公室広報課とする。
- （市ウェブサイトからのリンク）

第6条 市ウェブサイトからの一次リンク（ウェブページの中に記された市ウェブサイト以外のウェブページの所在を表す情報をいう。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 公的機関及びその外郭団体のホームページ
- (2) 大学等の研究機関のホームページ
- (3) 市ウェブページを閲覧するために必要なソフトウェアを提供している事業者のウェブページ
- (4) 市が情報発信のため利用するインターネット上のサービスを提供している事業者のウェブページ
- (5) 総括課の長が必要と認めたホームページ

2 前項の規定にかかわらず、一次リンクが次の各号のいずれかに該当し、掲載することが適当でないとき、リンクを設定してはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 特定の信条、主義、思想又は宗教に関するもの
- (3) 著作権法等各種法令に反するもの
- (4) 公職選挙法に抵触するもの
- (5) ネットワークに障害が発生する恐れのあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの円滑な運用に支障が生じる恐れのあるもの

3 作成課等の長は、定期的に一次リンクを確認し、前項に反する場合は、速やかに

リンクを解除しなければならない。

4 一次リンクは、新たなウィンドウを開く等の措置を講じ、市ウェブサイトとの明確な区別を図るものとする。

(全庁的な内容のウェブページの作成及び管理)

第7条 総括課の長は、全庁的な内容のウェブページの作成及び管理を行うものとする。ただし、必要に応じて関連する課等の長に作成作業を依頼することができる。

(総括課の長の権限)

第8条 総括課の長は、掲載されているウェブページが第4条第2項又は第6条第2項に反する場合には、そのウェブページを削除し、又は修正することができる。この場合において、総括課の長は、その旨を速やかに作成課等の長に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月12日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月18日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。